

# 少年の広場 使用の注意事項

## 鍵の貸与／返却

鍵は使用する前日（土日祝を除く）に（公財）うらやす財団 市民利便施設事業所（以下、「事務所」と称す）へおこし頂き、お受け取り願います。

返却はご利用した翌日までに、後述書類と併せて事務所へご返却願います。

## 備品の貸出

少年の広場備え付け備品の使用を希望される団体は、使用する一週間前までに同封の「少年の広場 備品使用申請書」の使用予定数欄にご記入の上、事務所へご提出（FAX可）願います。

※郵送される場合、原紙はお手元に残し、写しを送付願います。

## ご利用後の提出書類

鍵の返却の際に、下記書類を併せて事務所へご提出願います。

「少年の広場 備品使用申請書／少年の広場清掃状況等確認表」

- ◆ 少年の広場 備品使用申請書（使用数欄に実際に使用した数量をご記入）
- ◆ 少年の広場清掃状況等確認表（ご利用後の清掃状況や備品の破損等の有無）

下記の事項を守らない団体については、今後の使用を許可しない場合があります。各団体ともルールを守り、楽しいひとときをお過ごしください。

- ◆ ごみは全て必ず各団体で持ち帰りです。
- ◆ 釜場使用後消火の際は、水をかけないで下さい（釜場破損等の原因となります）。
- ◆ 飯盒使用の際、底をたたかないようにお使い下さい。
- ◆ 食器類はきれいに洗って必ず水分をとり、数量を確認してから倉庫へ戻して下さい。
- ◆ テント類は泥・汚れ・水分をとり、用品数を確認して丁寧に外袋に収納して下さい。
- ◆ 夜間の使用については、近隣住民の迷惑とならないように注意して下さい。
- ◆ マイク、拡声器等の使用は禁止します。また、キャンプファイヤー等については午後 8 時までに終了して下さい。
- ◆ 花火等を行う場合は手持ち花火に留め、仕掛け花火・打上花火・発射系や破裂音を発するもの等を行わないで下さい。
- ◆ 退場の際は、使用備品の点検、及びトイレ等の清掃を必ず行って下さい。
- ◆ 使用した備品を破損した場合、及びテント等が濡れたままの場合には、必ず鍵を返却する際に、職員に申し出て下さい。
- ◆ 備品を破損した際は、各団体実費弁償となる場合がありますので丁寧にお使い下さい。

## 事務所業務

青少年館	8：30～20：30	（休業日 毎週火曜日・年末年始）
市民利便施設事業所	8：30～17：00	（休業日 土・日・祝・年末年始）